

保育士等優先入所に関する誓約書

綾瀬市長 （宛）

保育園の申込みにあたり、綾瀬市内の認可保育施設において、就労証明書のとおり勤務します。また、次の事項を誓約します。

- 1 保育所等に入所した場合は、就労証明書に記載した施設及び就労時間において入所月から起算して1年以上従事します。
- 2 就労状況に変更が生じた場合や、退職が決まった場合は、その旨直ちに申告します。
- 3 内定後、本誓約書のいずれかの規定に反していることが発覚した場合、入所決定の取消し処分を受けることに異議はありません。
- 4 利用開始後、就労状況に変更が生じた場合や、退職が決まった場合は、退職日の翌月末までに利用する保育所等を退所します。（変更が生じた日の翌月末までに就労状況を同等の条件に戻す又は、退職日の翌月末までに他の綾瀬市内の認可保育施設に同等の条件で勤務する場合を除く。）

以上、誓約します。

日付

住所

保護者氏名